

<扶養申請対象者:「子」以外の場合に使用>

被扶養者現況届(子以外)

(18歳未満の場合は、被扶養者現況届の提出は不要です)

扶養申請対象者の氏名

続柄()

あなた(被保険者)は上記の方(扶養申請対象者)と同居していますか?

※住民票上同居でも事実として別居していれば「いいえ」に回答

- はい ⇒ 続柄にかかわらず、下記1~6に記入。
 いいえ ⇒ 単身赴任中
 被扶養者は学生で学校が遠方のため下宿
 上記以外:理由()

続柄が、配偶者、曾祖父母、祖父母、父母、兄弟、弟妹、
 孫の場合、下記1~6に記入。左記以外は扶養できません

学生証or在学証明書のコピーを添付してください。

・毎月の送金額(円)
 ・送金証明書類(ATM控・通帳写し・現金書留の控等)のコピーを添付してください。

※手渡しは認められません。継続した送金が確認できない場合は認定できません。

1. 扶養申請対象者は、失業等給付を受給されますか?

- はい ⇒ 日額 3,611 円以下(60歳以上、日額 4,999 円以下) ⇒ 扶養にできます
 日額 3,611 円超過(60歳以上、日額 4,999 円超過) ⇒ 待期期間・給付制限期間中のみ扶養にできます
 「健康保険資格喪失証明書」を添付。「雇用保険受給資格者証」受領後、すみやかにコピーを提出
 「受給資格者証」の「基本手当日額」が上記条件を超過している場合は、失業等給付の受給開始日にて
 「扶養(減)」の手続きが必要
- いいえ ⇒ 失業等給付を受けない ⇒ 「離職票-1」「離職票-2」のコピーを提出
 失業等給付の延長手続きをする ⇒ 「離職票-1」「離職票-2」「継続給付延長通知書」のコピーを提出
 延長理由: 妊娠・出産・育児 / 病気・けが / その他()
 失業等給付の受給を終了している ⇒ 受給終了済「受給資格者証」の両面コピーを添付
 失業等給付の受給資格なし ⇒ 1年以上無職 / 雇用保険未加入のため
 その他()

2. 扶養申請対象者は、傷病手当金・出産手当金・労災保険の給付を受給されますか?

- はい ⇒ 日額 3,611 円以下(60歳以上、日額 4,999 円以下) ⇒ 扶養にできます(給付記録の回答書を添付)
 いいえ ⇒ 傷病手当金、出産手当金、労災保険の給付を受給しない。または受給資格なし。
 傷病手当金、出産手当金、労災保険の給付を終了している(給付記録の回答書を添付)

3. 扶養申請対象者は、現在公的年金等を受給されていますか?(受給している場合は、該当する全ての□に✓をして下さい)

- 受給している ⇒ 老齢基礎年金、老齢厚生年金 / 障害基礎年金、障害厚生年金 / 共済年金
 遺族基礎年金、遺族厚生年金 / 恩給 / その他()
 受給していない

4. 扶養申請対象者は、税法上(所得税)の扶養対象ですか?

- はい
 いいえ ⇒ 今年度は所得オーバーのため / その他()

5. 扶養申請対象者の生計費を、あなた(被保険者)はどの程度負担していますか?

- 50%以上
 50%未満

扶養申請対象者の生計費を負担している、収入のある配偶者・父母・兄弟姉妹(同居・別居を含む)を記載してください

氏名	続柄	年齢	職業	年間総収入(年金収入も含む)	同居/別居(どちらかに○)
				万円	<input type="radio"/> 同居 / <input type="radio"/> 別居
				万円	<input type="radio"/> 同居 / <input type="radio"/> 別居
				万円	<input type="radio"/> 同居 / <input type="radio"/> 別居
				万円	<input type="radio"/> 同居 / <input type="radio"/> 別居

(注) 家族の収入状況によっては、後日書類の提出を依頼することがあります。

6. 扶養申請対象者の申請時の保険状況は、どうなっていますか?

- 前職の保険を喪失したために無保険(退職日:令和 年 月 日)
 国民健康保険に加入中
 任意継続保険に加入中(オムロン健康保険 / 他健康保険)
 別の家族の保険に被扶養者として加入中(別の家族の続柄:)
 長期間、無保険状態
 保険者がオムロン健康保険に加入(入社、転籍)する際、被扶養者として申請
 その他()

上記の通り届出します。 令和 年 月 日 被保険者氏名

印

*自署の場合は押印不要